

高等教育の修学支援新制度について（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免）

～制度概要・出願条件～

1) 出願にあたっての 3 カ条

- ①奨学金は学生本人の名義で支援されるお金であることを自覚し、学生本人が諸手続きにあたること
- ②大学からの連絡に注意すること（大学から付与されているメールアドレスを常に確認）
- ③期限は厳守すること（不測の事態で自分が損をしないように手続きは余裕をもって行うこと）

2) 制度概要

高等教育の修学支援新制度は、2020 年 4 月から始まった国による新しい高等教育支援制度です。

日本学生支援機構給付型奨学金と授業料減免が合わさった支援です。手厚い支援のため、出願要件も厳しい基準が課されています。日本学生支援機構貸与奨学金を受給中の方も申請可能です。

日本学生支援機構 貸与奨学金 貸与中の方	これまで奨学金や授業料減免を 受けていなかった方
新制度から支援を受けられる可能性あり （家計基準・学力基準あり） ※日本学生支援機構の <u>貸与奨学金と修学支援新制度との併用は可能</u> 。 ただし、 <u>第一種奨学金は貸与月額が調整・制限（給付奨学金案内 P.15 参照）</u> される。	

【給付月額と減免額】

採用区分に応じて、給付奨学金の給付額や授業料減免額が異なります。採用区分は、世帯の収入基準に応じて決定します。よって、自分で月額を選択することはできません。また、自宅通学か自宅外通学によって給付額が異なります。なお、採用後も、採用区分は、毎年度の適格認定（学力および家計の審査※給付奨学金案内 P.22 参照）が行われる結果、区分の見直しや、支援の「廃止」が生じる場合があります。

区分	給付奨学金（月額）		授業料減免（年間）
	自宅通学	自宅外通学	授業料
第Ⅰ区分	38,300 円（42,500 円）	75,800 円	約 70 万円
第Ⅱ区分	25,600 円（28,400 円）	50,600 円	約 47 万円
第Ⅲ区分	12,800 円（14,200 円）	25,300 円	約 23 万円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額。

※各採用区分の家計基準（収入・所得上限）の目安については、「給付奨学金案内」の P.9 をご確認ください。

※1 年生へ：二次募集は入学金減免の対象にはなりません。（2 年生以上は元より入学金は減免対象ではありません）

※自宅外通学の適用を受けるには要件が課されます。詳細はスカラネット入力下書き用紙や給付奨学金案内で確認してください。自宅外通学で申請した学生は、採用後に、「生計維持者と別居しており、学生本人の居住にかかる家賃が発生していることがわかる証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピーなど）」の提出が必要です。提出できない場合は、「自宅通学」となります。

【支援始期】

2021 年 10 月が支援始期となります。

※ただし、採否が判明するのは 12 月（予定）です。採用された場合は、10 月まで遡っての採用となります。

3) 出願条件および選考基準について ※出願条件および選考基準を満たさない場合は採用されません。

①以下の条件を満たしているか確認してください。

対象学年	2021 年年度に本学に在学している者 ※過年度生（留年した者）は対象となりません
入学時期	高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人（「給付奨学金案内」 P.6 に例示あり） ※高卒認定試験対象者、海外の学校教育を修了した人は「給付奨学金案内」 P.13～14 参照
在留資格 (外国籍の方)	「給付奨学金案内」 の P.13 の要件を参照

②資産基準を満たしているか確認してください。

収入基準は満たすことができそうか目安を確認してください。正式な審査は日本学生支援機構が行います。

収入基準	・基準要件は、「給付奨学金案内」 P.6～13 参照 ・自身の世帯が家計基準を満たすか、下記サイトでおおよその確認が可能（あくまで目安）
資産基準	申込前に、各自必ず生計維持者と確認すること ⇒日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」 https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

③学力基準を満たしているか確認してください。

1 年次	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること												
2 年次 以上	2020 年度までの累積の成績が、次の①、②のいずれかに該当すること ①GPA（平均成績）等が所属学科における上位 1/2 位以内である ②修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学修計画書により確認できる ※標準修得単位数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 年終了時点</th> <th>2 年終了時点</th> <th>3 年終了時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報・国際・経営</td> <td>31 単位</td> <td>62 単位</td> <td>93 単位</td> </tr> <tr> <td>健康栄養</td> <td>33 単位</td> <td>65 単位</td> <td>98 単位</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、修業年限内で卒業できない者など、在学中の学業成績が適格認定における廃止基準に該当する場合は対象外		1 年終了時点	2 年終了時点	3 年終了時点	情報・国際・経営	31 単位	62 単位	93 単位	健康栄養	33 単位	65 単位	98 単位
	1 年終了時点	2 年終了時点	3 年終了時点										
情報・国際・経営	31 単位	62 単位	93 単位										
健康栄養	33 単位	65 単位	98 単位										

4) その他の注意点

- ①学業成績が芳しくない場合や、懲戒処分となった場合等は、**奨学金の返還や減免対象の遡及取消**が生じることがある
- ②他団体の奨学金を受給している都合等により、**授業料減免のみ希望する場合も、給付奨学金には申し込むこと**
※スカラネットでの申込情報入力で、給付奨学金の「停止」を申告すると、実質、授業料減免のみ受ける形になります。
- ③すでに日本学生支援機構の給付奨学金を受給中の方は、新制度に申込み、採用されれば、新しい支援に切替え可能
- ④**文教大学奨学金などの大学独自の奨学金との併用は不可**（併願はできますが、給付奨学金に採用された場合、文教大学奨学金には採用されません）。
- ⑤**授業料は通常通り納入いただき、採用された場合は、減免額分を還付いたします。**